別記様式第1の5

特定原子力損害に係る仮払金請求書⑤

（添付書類）

（※）ご請求に当たっては、本請求書とともに、以下の書類のご提出をお願いします。
（※）資料Ⅰについては原本のご提出をお願いします。

（ご請求者さまに必ずご提出いただくもの）

〈個人事業主の方〉		チェック	〈法人の方〉		チェック
Ⅰ	事業主さまご自身の戸籍謄本（抄本）又は住民票謄本（抄本）	□	Ⅰ	商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書（全部事項証明書））	□
Ⅱ	平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所」の所在地において活動していたことを証明する資料（直近の事業所得金額を証明する納税証明書、直近の事業税の納税証明書、行政機関又は所属団体による証明書等のいずれか）（※１）	□	Ⅱ	平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所」の所在地において活動していたことを証明する資料（直近の法人税の納税証明書、直近の事業税の納税証明書、行政機関又は所属団体による証明書等のいずれか）（※１）	□
Ⅲ	営まれている業種を証明する書類（法令に基づく許可書又は登録証がある場合）	□	Ⅲ	営まれている業種を証明する書類（法令に基づく許可書又は登録証がある場合）	□
Ⅳ	平成20年、平成21年、平成22年のいずれか一の事業年度の確定申告書及び青色申告決算書（青色申告者の方）又は収支内訳書（白色申告者の方）（※２）（※３）（※４）	□	Ⅳ	平成20年1月1日から平成22年3月11日までのいずれかを期初とする事業年度の確定申告書及び損益計算書（※２）（※３）（※４）	□
Ⅴ	平成23年3月1日から8月31日までの売上（収入）金額を証明する書類（帳簿等）（※２）	□	Ⅴ	平成23年3月1日から8月31日までの売上（収入）金額を証明する書類（帳簿等）（※２）	□

（小売業及び外食産業を営んでいる事業主さまにご提出いただくもの）

Ⅵ	主として観光客を対象として行っていることを証明する書類（新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、ホームページ等に掲載されている広告、紹介記事その他これらに類する書類）	□	Ⅵ	主として観光客を対象として行っていることを証明する書類（新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、ホームページ等に掲載されている広告、紹介記事その他これらに類する書類）	□

（代理人さまがご請求される場合にご提出いただくもの）

Ⅶ	代理人請求の権限があることを証明する書類（受任者からの委任状等）	□	Ⅶ	代理人請求の権限があることを証明する書類（受任者からの委任状等）	□

（自己の名でご請求される場合にご提出いただくもの）

Ⅷ	合併等により仮払金請求権を承継した事業主さまが自己の名でご請求される場合におかれては、その旨を証明する書類	□	Ⅷ	合併等により仮払金請求権を承継した事業主さまが自己の名でご請求される場合におかれては、その旨を証明する書類	□

（東京電力による本賠償を受けられた場合にご提出いただくもの）

Ⅸ	東京電力の本賠償を受けられた事業主さまにおかれては、その旨及び金額を証明する書類	□	Ⅸ	東京電力の本賠償を受けられた事業主さまにおかれては、その旨及び金額を証明する書類	□

（※１）資料Ⅱについては、納税対象期間が平成23年3月11日を含まない場合には、公共料金（電気料金・ガス料金・水道料金等）の領収書のご提出をお願いします。

（※２）資料Ⅳ・Ⅴについては、対象区域（福島県、茨城県、群馬県、栃木県）以外の地域においても事業を営んでいる事業主さま及び、請求対象事業以外にも複数の事業を営んでいる事業主さまにおかれましては、仮払金請求対象事業に係る書類のご提出もお願いします。

（※３）資料Ⅳについては、以下の資料のご提出をお願いします。
○個人事業主の方
・青色申告者については、所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書
・白色申告者については、所得税確定申告書第一表及び収支内訳書
○法人の方
・法人税確定申告書別表一及び損益計算書

（※４）資料Ⅳの確定申告書については、税務署受付印がある確定申告書の写しのご提出をお願いします。
（電子申請の場合は、電子申請等証明書もあわせてご提出をお願いします。）

第一号中「別記様式第一の五」を「別記様式第一の十」に改める。
別記様式第一の五を次のように改める。